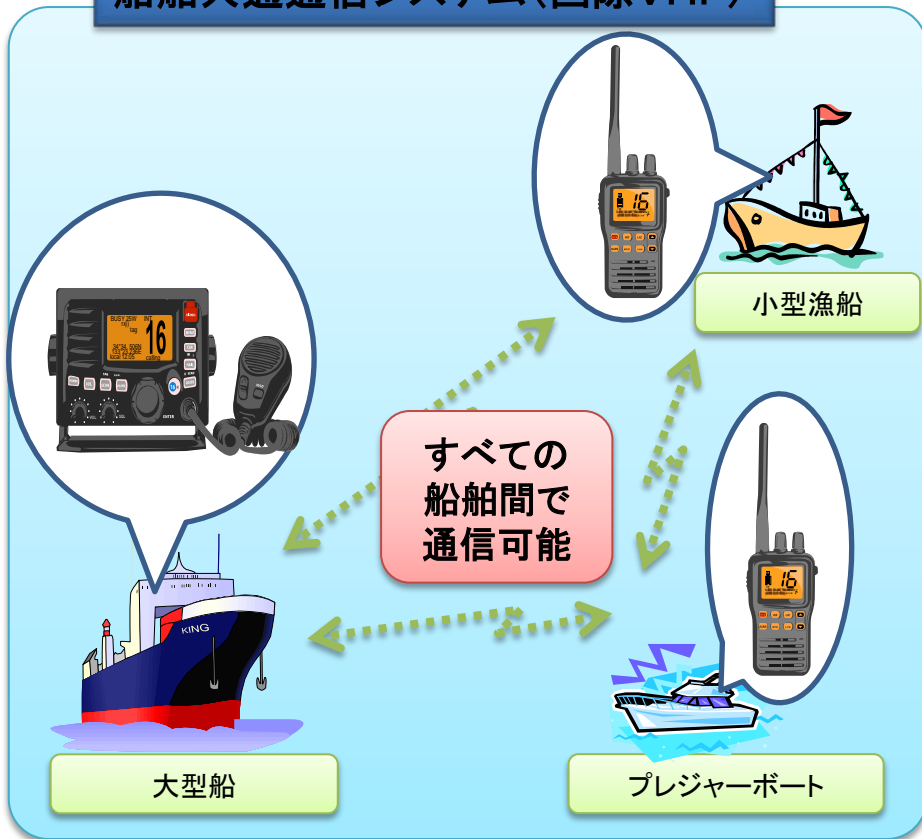


船舶共通通信システム(国際VHF)の普及のための制度改正による効果

船舶共通通信システム(国際VHF)



船舶自動識別装置(AIS)



制度改正による効果

- 船舶局のうち、無線設備が、船舶共通通信システム(国際VHF)、簡易型AIS、レーダー(適合表示無線設備であって、5kW以下のもの)のみの場合について、定期検査を不要とすることにより、免許人の経済的負担の軽減が図られる。
- 免許手続を簡素化(落成後の検査の省略)することにより、レーダーのみを設置している船舶の免許人の経済的負担の軽減、船舶共通通信システム(国際VHF)やAISの迅速な導入を促す。